

乳用牛遺伝的不良形質専門委員会 議事概要

日時：平成 27 年 7 月 17 日（金）

場所：農林水産省共用第 4 会議室

- 冒頭、事務局より、資料に基づき、これまでの検討経過と新たな対応方針案（案）について説明。

- （委員のご意見）これまで乳用牛の遺伝性疾患については、どのように公表されてきたのか。
→（事務局の回答）平成 14 年に専門委員会で決定した「乳用牛の遺伝性疾患への対応方針」は、関係者への通知は行われたが、農水省ホームページでの公表はされていない。なお乳用牛の遺伝的不良形質については、家畜改良事業団のホームページにおいて解説されている。一方、肉用牛については平成 26 年に専門委員会で決定した「肉用牛の遺伝的不良形質の対応方針」を、関係者への通知を行いつつ、農水省ホームページで公表している。

- 対応方針は乳用牛の輸入精液にも及んだ方針となっているが、輸入精液を取り扱う事業体にどのように伝えていくのか。
→ 輸入精液を取り扱う事業体が集まった協議会があるため、同協議会を通じて、各事業体への周知を図ることとなる。

- 「遺伝的不良形質」と「遺伝性疾患」の言葉の違いは何か。
→ 家畜改良増殖法では、改良の推進や生産者の経済活動に大きな支障を来すような遺伝的形質について、「遺伝性疾患」と表している。現在モニタリングを行っている遺伝的形質については、その支障の程度に小さなものや不明なものまで含んでいることから、より広い概念であるとして「遺伝的不良形質」と表している。

- 海外では遺伝子解析手法から遺伝的不良形質を探索する取組が行われているが、この成果を活用するためには、雌牛側の検査も必要である。そのためには遺伝的不良形質の支障の程度を評価し、農家理解の促進を図ることが重要と考える。

- モニタリングを行っている項目のうち「HH1」、「HH3」、「HH4」について、対応方針の中では、どのように扱っていくのか。
 - 現在の知見では、「外見的特徴/臨床症状」は、授精後の不受胎という表現になってしまい、特異的な症状とは言えないことからプロフィールシートの作成は不可能であった。また、「HH1」、「HH3」、「HH4」のランダムサンプリングの結果は、増加傾向にあると見られないことから、対応方針の中では、ランダムサンプリングの継続と知見の収集に努めるものとして整理されることが適当と提案している。

- 対応方針については、国内の種雄牛精液と、海外の輸入精液との不公平感を感じる。国内で生産した種雄牛は、後代検定にエントリーする時点で、発症していない劣性ヘテロの保因牛も含め排除してきた。一方、輸入精液は表示すれば良いだけでは、遺伝性疾患の排除はできないと考える。

- 遺伝性疾患の排除を進めるためには、輸入精液の遺伝性疾患について、正確な情報提供を行うことが重要なものとする。そのため、農水省自ら各関係団体に対して、この対応方針について周知を行い、その徹底を要請するべきではないか。
 - CVMやBLADについては、これまでの対応方針に沿った取組が進められ、排除に向かって進んでいるところと認識している。対応方針の公表後には、周知に努めていきたい。

- ◎ 乳用牛の遺伝的不良形質への対応方針の修正・公表については座長一任となった。

(以上)